

人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「四国中央市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成 22 年度四国中央市人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成 22 年 4 月 1 日現在の職員数

平成 22 年度は、組織のスリム化をこれまで以上に推進するため、10 課を削減して 10 部 44 課とし、さらに公務の効率化に向けた組織再編を図りました。

人事異動に関しては、平成 22 年 4 月 1 日付けで新規職員 16 人、総務省派遣受入 1 人、国交省派遣受入 1 人、愛媛県東京事務所、愛媛県後期高齢者医療広域連合へ職員派遣をするなど、総数 582 人（組織再編等による発令、昇格者を含む）の人事異動発令を行い、職員数 1,078 人でスタートしました。

昨年度同様「自己申告制度」や「庁内公募制度」により、職員の意欲の向上と適材適所の人事配置を行うとともに、「勸奨退職制度」により組織の新陳代謝の促進に努めました。

(2) 平成 22 年度採用試験及び退職者数

平成 22 年度の職員採用試験は、四国中央市定員適正化計画に基づき「退職者の 3 分の 1 以下採用」を基本方針として、昨年度と同様に人物評価を重視したコミュニケーション能力試験を行うなど、それぞれの職種に応じて行い、合格者 17 人（一般事務職 8 人、技術職(土木・建築)2 人、保育士・幼稚園教諭 4 人、消防職 3 人）を平成 23 年 4 月 1 日付で採用しました。また、専門知識や経験を必要とする行政ニーズに対応するため、即戦力となる人材を一定期間採用する任期付職員（保育士・幼稚園教諭）採用試験を実施し、3 人を平成 23 年 4 月 1 日付で採用しました。さらに、職員派遣等でも、1 名受け入れています。

退職者数については、定年退職 33 人、勸奨退職 17 人、普通退職 4 人、派遣等退職 4 人の合計 58 人の退職となっております。

従って平成 23 年 4 月 1 日現在の職員数は 1,041 名となりました。

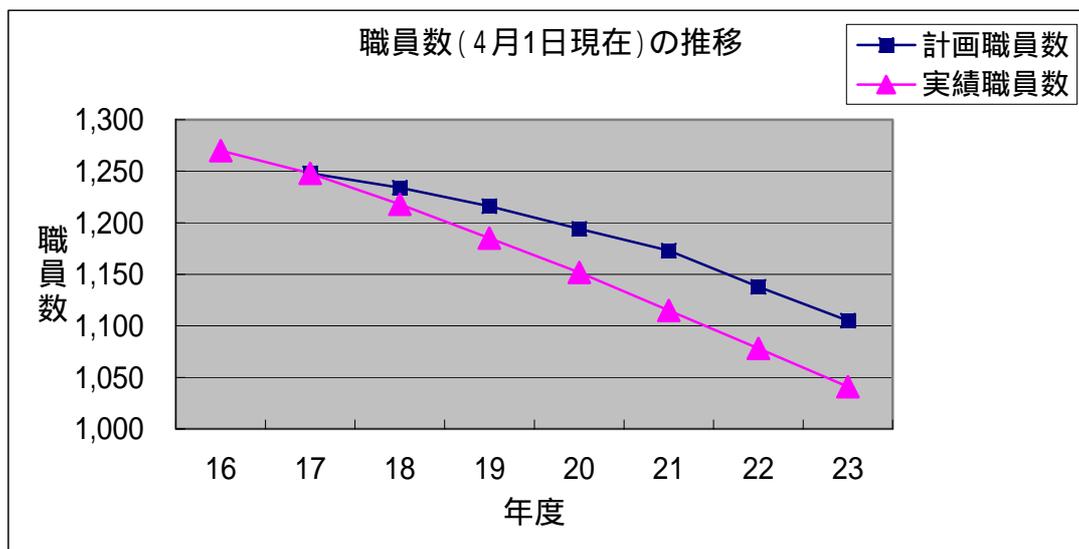
(3) 部局別職員数及び定員適正化の状況

(単位:人)

区 分	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1
議会事務局	12	10	9	9	9	8	7	7
市長部局	881	869	844	825	806	777	754	729
教育委員会事務局	144	145	145	137	124	121	109	106
選挙管理委員会事務局	4	2	3	3	3	3	2	2
監査委員事務局	3	3	3	3	3	3	3	3
公平委員会事務局	兼務(1)							
農業委員会事務局	9	7	7	6	6	6	6	6
水道局	75	71	66	62	61	59	62	56
消防本部・消防署	142	141	141	140	140	138	135	132
合 計	1,270	1,248	1,218	1,185	1,152	1,115	1,078	1,041

消防本部安全・危機管理課危機管理対策係の 3 名を含みます。

平成23年4月1日現在の職員数は1,041人であり、合併時の職員数と比較して229人減少しています。平成23年4月1日現在の目標職員数は、四国中央市定員適正化計画(平成17年10月策定)において、1,105人としていますので、職員数の削減が計画以上のペースで推進されていると言えます。



2 職員の給与の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成22年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	43.0 歳	335,302 円	379,536 円	363,683 円
愛媛県	44.8 歳	357,732 円	452,224 円	392,419 円
国	41.9 歳	325,579 円	-	395,666 円
類似団体	43.8 歳	331,740 円	383,940 円	358,484 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	51.9 歳	316,606 円	327,700 円	321,513 円
うち給食調理員	51.3 歳	317,134 円	328,712 円	322,741 円
うち用務員	56.3 歳			
愛媛県	47.3 歳	341,414 円	390,226 円	362,220 円
国	49.3 歳	284,514 円	-	322,291 円
類似団体	49.1 歳	295,951 円	318,916 円	307,852 円

(2) 職員の初任給の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		四国中央市	愛 媛 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,940 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,702 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	-	137,789 円	-
	中学卒	-	122,122 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

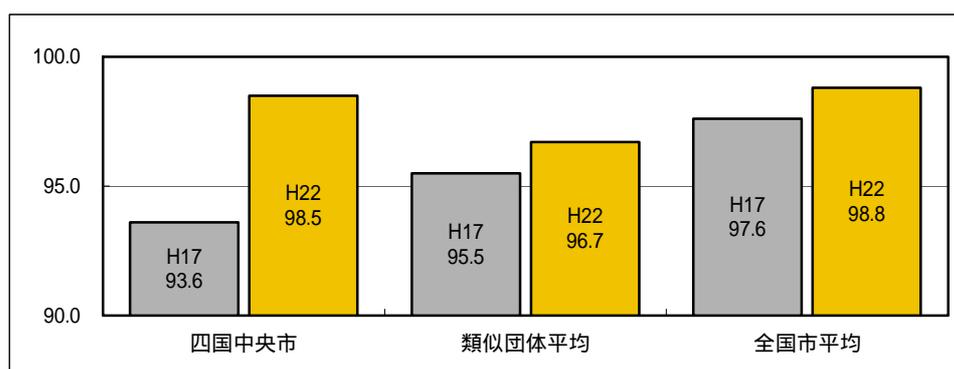
区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	263,480 円	310,711 円	360,746 円
	高校卒	219,700 円	268,460 円	313,580 円
技能労務職	高校卒	-	-	-
	中学卒	-	-	-

(4) 特別職の報酬等の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等 (減額後)	期末手当
給料	市長	950,000 円(874,000 円)	平成 21 年度支給割合 3 . 1 0 月分 (加算 15%)
	副市長	700,000 円(679,000 円)	
報酬	議長	454,000 円(440,400 円)	
	副議長	374,000 円	
	議員	341,000 円	

(5) ラスパイレス指数の状況

当市の平成 22 年 4 月 1 日現在のラスパイレス指数は、98.5 です。



ラスパイレス指数とは、国家公務員と地方公務員の平均給料月額を学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数のことです。

類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(県内市町の状況)

ラス指数	団体数	団 体 名
100 以上	1	新居浜市(101.9) 松山市(100.0)
100 未満 95 以上	5	四国中央市(98.5) 伊予市(97.3) 八幡浜市(97.1) 宇和島市(95.6) 宇和島市(95.4)
95 未満 90 以上	9	松前町(94.5) 今治市(93.6) 大洲市(93.1) 鬼北町(92.7) 砥部町(92.4) 松野町(92.3) 東温市(92.1) 西予市(91.5) 内子町(90.7)
90 未満 85 以上	3	伊方町(87.6) 愛南町(86.4) 久万高原町(85.7)
85 未満	1	上島町(83.3)
計	20	県平均(95.2) 市平均(96.7) 町平均(89.2)

(6) 給与カット及び制度改正の状況

平成 22 年人事院勧告を受け、月例給については、前年に引き続き、若年層を除く給料月額
の引下げ改定(平均改定率 0.1%)を行い、特別給については、期末手当(0.15%)、勤勉
手当(0.05%)の支給月数の引下げを行いました。また、55歳を超える職員に対し、給料月
額及び管理職手当の支給率を一定率(1.5%)で減額するなど、国に準じて所要の改正措置を講
じました。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 1 日 8 時間(休息時間 12:00 ~ 12:15
及び 15:00 ~ 15:15、休憩時間 12:15 ~ 13:00) 週 40 時間です。消防署、福祉施設等の交代制勤
務職場に勤務する職員の勤務時間については、週 40 時間を原則として勤務時間の割り振りをしていま
す。

(2) 休暇等の状況

休暇等の種類は、年次有給休暇、病気休暇、育児休業、介護休暇及び特別休暇(産前産後休暇、忌引、
公民権行使、ドナー休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、生理休暇、夏季休暇、子の看護休暇等) です。
取得状況は下表のとおりです。

年次有給休暇		集計期間(H22.1.1 ~ H22.12.31)		
総付与日数 (日)	総取得日数 (日)	職員数(注) (人)	平均取得日数 (日)	消化率 (%)
24,662	6,260.6	625	10.0	25.4

(注) 一般職員(単純労務職員や交代制勤務職場に勤務する職員を除く) のうち、
1 年間を通して在職した職員数です。

介護休暇

集計期間 (H22.4.1 ~ H23.3.31)

介護休暇を承認した職員数	介護休暇承認期間の内訳					
	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
3人	2人	0人	1人	0人	0人	0人

育児休業

集計期間 (H22.4.1 ~ H23.3.31)

区 分	男性	女性
平成 21 年度中に新たに育児休業を取得した職員	0 人	18 人
育児休業の期間が前年度から引き続いている職員	0 人	32 人

病気休暇

集計期間 (H22.4.1 ~ H23.3.31)

区 分	のべ人数
平成 22 年度中に病気休暇を取得した職員	73 人
病気休暇の期間が前年度から引き続いている職員	3 人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区 分	免職	降任	病気休職	刑事休職
処分者数	0 人	0 人	15 人	0 人

分限処分とは、職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持するため、職員の意に反して行われる処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分等の状況

区 分	免職	停職	減給	戒告	訓告等
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人

懲戒処分とは、職員の義務違反に対して任命権者が課する制裁であり、職員の道義的責任を明らかにすることにより地方公共団体の規律と秩序を維持するための処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) 服務上の義務

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないことになっています。職員に対しては、下表のとおり服務上の様々な義務が課されています。

区 分	備 考
法令等及び職務命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当たって法令、条例等に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。

職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党結成への関与禁止等政治的行為が制限されています。
争議行為の禁止	職員の争議行為は禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事できません。

(2) 職務専念義務の免除

職務専念義務については、法律又は条令に規定がある場合に免除されることになっています。

消防団員として活動する場合、中学校等のスポーツ大会へ審判員等として参加する場合、人間ドッグ利用の場合等に職務専念義務を免除しています。

(3) 営利企業等の従事許可

職員は全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いては、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。次の各号のいずれかに該当する場合を除くほかは、営利企業等の従事許可を出すことができます。

- (ア)職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (イ)企業、事業又は事務が職務又は勤務する機関と密接な関係にあつて特別な利害関係を生ずるおそれがある場合
- (ウ)企業、事業又は事務の性質上これに従事することが公務員として適当でないとい認められる場合

相続した不動産の管理する場合等に、営利企業等の従事許可をしています。平成 22 年度の許可件数は 32 件です。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

(ア) 集合研修

階層別研修

階層別研修としては、新規任用職員・7年目・新任主任を対象にコミュニケーション能力、OJTを中心に実施しました。

専門研修

専門研修においては、政策、メンタルヘルス、技術職研修等、市講師、NPO、コンサルタント講師による研修を実施しました。

研修月日	場 所	研修内容	受講者
4月23日～27日 10月～2月	本庁5階他	新規任用職員研修	15名
5月13日～14日	西条市	3市合同新規採用職員研修	15名
5月25日	三島会館1階	新任主任研修	39名
8月4日	福祉会館4階多目的	メンタルヘルス研修	140名

	ホール		
8月23日	福祉会館 4階多目的ホール	不当要求行為責任者講習会	130名
10月27日	保健センター	7年目職員・新規任用職員研修	41名
6月～10月(計18h)	本庁会議室他	土木技術職員研修	87名
11月11日	保健センター	クレーム対応研修	63名
6月～12月	土居文化会館	パソコン研修	44名

(イ) 派遣研修

派遣研修では、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研究所、四国地方整備局、愛媛県研修所、(財)公務人材開発協会等38名を派遣しました。

研修月日	場 所	研修内容
4月19日～23日	高松市	四国地方整備局(初任監督員研修)
5月12日	松山市	愛媛県研修所(接遇指導者養成講座)
6月16日～23日	千葉市	市町村アカデミー(地域における障がい福祉)
6月23日	松山市	(株)ビジネスコンサルタント 30～35歳 他流試合研修
7月12日～14日	松山市	愛媛県研修所(問題解決基礎講座)
7月22日～23日	松山市	愛媛県研修所(文章力向上講座)
8月2日～3日	大阪市	日本経営協会 (条例起案・改廃のための立法実務講座)
8月2日～4日	松山市	愛媛県研修所(財政運営実務講座)
8月2日～5日	松山市	愛媛県研修所(危機管理対策講座)
8月3日～6日	千葉市	市町村アカデミー(法令実務A)
8月5日～6日	松山市	愛媛県研修所(ロジカルシンキング講座)
8月30日～9月3日	大津市	国際文化アカデミー(人事制度改革と自治体経営)
9月9日～10日	松山市	愛媛県研修所(地方自治法講座)
9月13日～16日	松山市	愛媛県研修所(60期係長研修)
9月29日～10月6日	千葉市	市町村アカデミー(住民と行政の協働)
10月12日～15日	松山市	愛媛県研修所(61期係長研修)
10月13日～22日	千葉市	市町村アカデミー(固定資産税課税事務〔家屋〕)
10月15日～22日	大津市	国際文化アカデミー(高齢者福祉と介護保険)
10月25日～27日	松山市	愛媛県研修所(経営分析基礎講座)
11月8日～12日	松山市	愛媛県研修所(29期中堅研修)
11月9日～19日	千葉市	市町村アカデミー(住民税課税事務)
11月16日	名古屋市	(株)インソース(人事評価制度セミナー)

11月18日～19日	富山市	全国地域保健師学術研究会
11月18日～19日	松山市	愛媛県研修所（メンタルヘルス講座）
11月24日～25日	松山市	愛媛県研修所（折衝力・交渉力講座）
12月6日～10日	松山市	愛媛県研修所（30期中堅研修）
2月1日～4日	東京都	(財)公務人材開発協会 接遇研修指導者養成研修会
3月3日	高松市	厚労省委託事業 母性健康管理研修会

(2) 勤務評定

平成19年度に構築した当市の人事考課制度は、職員の人材育成と職場内のコミュニケーションのツールとして、平成20年度から全職員に対して能力行動考課を試行中ですが、平成21年からは、部課長を対象に「組織マネジメントの向上」を主眼とした目標管理制度を導入しました。また、各所属長から職務遂行状況等の報告において職員の資質・能力・勤務態度の把握に努めました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生及び健康管理

当市では、独自の職員互助組織は設置していません。地方公務員等共済組合法に基づく愛媛県市町村職員共済組合の各種事業（短期給付、長期給付、福祉事業等）及び愛媛県市町村職員互助会等の各種事業（給付事業、厚生事業等）の適用を受けています。

また、労働安全衛生法の規定に基づく健康診断及び保健師による健康相談等を実施しています。平成22年度の実績は下表のとおりです。

事業名	内容	
定期職員健康診断 (平成23年2月末)	実施期間	平成22年6月～9月末まで年1回 深夜業従事者：平成23年2月末まで年2回
	対象	一般職員・臨時・嘱託職員等
	契約	宇摩医師会
	健診方法	個別健診
	受診者数 (実数)	正規職員：262名 臨時職員等：442名 計704名
	受診率	99.6%
人間ドック等(脳ドック)	実施期間	平成22年4月～平成23年3月末まで
	対象	共済組合員(30歳以上)
	契約	愛媛県市町村職員共済組合
	健診方法	個別健診
	受診者数	755名
保健師個別支援	保健指導	健診結果より、面接・電話・メール等で個別に保健指導を行った。正規職員75名
	病休・休職者・要支援者に対する個別支援	休職者8名(実数)一人あたり月1回～4回個別面談(79件) 電話(20回) 家庭訪問(8件) 医療機関同伴受診(5件)

	長時間勤務者 面接	月 60 時間以上時間外勤務者 16 名（内カウンセラー面談 5 名）
	その他	12 名（所属長からの相談）
メンタルヘルス研修	日時：平成 22 年 8 月 4 日（水）15 時～16 時 30 分 会場：福祉会館・多目的ホール 対象：管理職及び希望者 講師：牧病院院長・牧 徳彦先生 参加者数：140 名	
健康講座	日時：平成 22 年 11 月 5 日（金）13 時 30 分～15 時 15 分 がん予防について（四国がんセンター 山下素弘先生） 参加者数：50 名	
カウンセリング	心理相談員によるカウンセリング 延 61 名利用（新規採用職員・2 年目職員・災害派遣職員含）	
職場復帰訓練事業	申請休職者 6 名（うち 5 名訓練実施し、2 名復帰）	
新型インフルエンザ対策	感染予防対策・情報提供・周知徹底（ちらしやポスターの掲示など）	
衛生委員会	年 3 回開催	
衛生委員会ニュース	月 1 回健康情報提供（インフォメーションにて）	
職場パトロール	市内の施設巡視	
研修参加	県メンタルヘルス研修 愛媛産業保健セミナー	

（2）公務災害補償の概要

公務上又は通勤途上の災害により、負傷又は死亡した場合は、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成 21 年度の補償件数は下表のとおりです。

区 分	傷 病	死 亡
公務災害	3 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件

8 公平委員会の業務の状況

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

年度当初係属件数	年度中要求件数
0 件	0 件

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

年度当初係属件数	年度中申立て件数
0 件	0 件